

## 周南市地域自立支援協議会 平成29年度 第3回定例協議会会議録

1 場所 周南市文化会館地下展示室

2 日時 平成30年1月9日 午後3時00分から午後4時30分

3 出席状況

(1) 出席委員

村岡会長、徳毛委員、田中委員、河崎委員、藤井委員、金池委員  
横川委員、浦町委員、信吉委員、井上（敏）委員、板村委員

(2) 事務局

福祉医療部長、障害者支援課長、外2名

(3) 傍聴者 無し

4 審議等経過及び結果

(1) 議事

◇ 第5期周南市障害福祉計画・第1期周南市障害児福祉計画の策定について

◇ 会長 それでは、議事の「第5期周南市障害福祉計画及び第1期周南市障害児福祉計画の策定について」事務局から説明して下さい。

◇ 事務局 送付させていただいた、計画の素案についての意見をいただいた。  
本日も協議いただいて、協議内容を反映した計画素案を1月24日からのパブリックコメントに付すこととしたい。

[資料により、事務局から説明。各章毎に質疑応答。]

◇ 委員 (No.1への意見)「障害者」という記述ではなく、「障害のある人」という表現は、障害者を特殊化しない一般化した表現になっておりこれで良いと思う。

◇ 委員 (No.6への意見)「地域包括ケアシステム」等の地域支援体制に関する取組は、すでに社協などが始めていることなのだから、計画に記述しても良いのではないか。社協の取組は計画の対象外なのか。社協は障害者だけでなく、高齢者を含めた福祉全般に精通した団体だから、包括的に支援を進めるこのシステムでは、社協を中心としてボランティアづくりを進めるべきではないか。

◇ 事務局 地域包括ケアシステムの考え方を取り入れて、障害者に対する支援のシステムづくりや支援ネットワークの構築を進めていく必要があると考えているが、具体的な取組をどのように進めるかは検討中である。第4章に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を記載しているとおり、本計画期間内での協議を通じて取組んでいく事項であるため、素案の記述は変更しないが、社協は強力な連携機関であるので、今後も協議、連携して進めていきたい。

◇ 委員 (No.8への意見)「事業所」という記述がされているが、一般的には会社やその支店などを事業所と言う場合が多く、ここで言う「障害福祉サービスを提供する事業所」との区別が分かりづらいので、注釈を

付けるかそのままサービス事業所を記述するなどすべきではないか

- ◇事務局 記述について、検討したい。
- ◇委員A (No.13への意見)「障害者就業・生活支援センター」は、就労後の障害者のケアを行う機関として認識しているので、一般就労への移行の箇所の特出しされていることに違和感があるのだが。
- ◇事務局 障害者就業・生活支援センターは、障害福祉サービス事業所などの福祉サイドと企業や公共職業安定所といった労働サイドを結び付ける役割や就労後の定着に関しての生活面と職業生活の面を支援しており、大きな役割を担っていただいていると考えているので、素案の記述とさせていただいている。
- ◇委員A ここは就労移行・就労定着の箇所だから、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所が主な支援事業所になるのではないかと、この思いから意見を出している。
- ◇委員B 障害者の職場定着に関する企業へのアンケートで、最も有効な連携先が障害者就業・生活支援センターであった。同センターは地域との連携だけでなく、今後は総合支援学校との連携も強化していくとのことなので、このような取組を行う同センターは計画に記述すべきと考える。
- ◇会長 では、計画での記述は素案のとおりとする。
- ◇委員 (No.15への意見)ここでは、「権利擁護」のような、成年後見までには必要ないその前の段階である障害者については記述しないのか。
- ◇事務局 この箇所では成年後見制度のことを記述するようになっているので、権利擁護については記述しない。権利擁護に関しては、社協が実施されている。
- ◇委員 (No.20への意見)サービス提供体制を整備していくにあたって、障害者やその家族の高齢化などによって必要となる福祉職員数が増加し、近い将来人員の確保が難しくなってくると考える。今のうちから人材の確保を検討し、ボランティアの活用などを含めた対策が必要ではないか。
- ◇事務局 サービス提供体制の確保については、サービス事業所だけで対応できるというものではない。地域づくりであるとか計画に記載の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」などの、地域で支える仕組みづくりを進めていくことで、達成されるものと考えている。併せて、事業所としてのスキルアップや職員個々のスキルアップについても、これが推進されるような取組を継続していくことが必要であると考えている。

- ◇委員C (No.2 1への意見)「ひきこもり」に関して、教育関係の委員へお聞きする。「不登校」の児童・生徒はひきこもりの状況になっていると考えられるが、その人数をカウントすればひきこもりの数値等の参考になるのではないだろうか。
- ◇委員D 学校への登校はなくとも、フリースクールへ通うなどの状況の生徒もおり、「不登校の数=ひきこもりの数」とは言えない。
- ◇委員 上位計画である「周南市障害者計画」と「周南市地域福祉計画」について、概要を聞かせてほしい。
- ◇事務局 周南市障害者計画は、障害者のための施策の基本的な計画で、市、関係機関、家庭、職場、学校が一体となって取組む計画となっており、サービスだけではなく、もっと大きな分野での内容となっている。周南市地域福祉計画は、周南市の福祉全体の計画であり、高齢、障害、児童などの各施策の計画の基本となる計画との位置付けである。
- ◇委員 市などからの情報の提供が、現場である障害者まで伝わってこないし、それが伝わるのも遅いと感じる。計画の事に関しても、現場の障害者の人数が少なければ、情報を伝えなくてもよいわけではなく、計画に関してはこうなっているよとの情報が提供されるべきで、そういう少数の障害者も支援されるのが福祉なのではないか。
- ◇事務局 計画でも記述しているように、「周南市地域自立支援協議会」は周南市の障害福祉のシステムづくり、計画の策定及び進行管理について市へ提言いただく機能と役割を持っている。この役割を担っていただくためには、市からの情報提供と協議いただくための仕組みが必要なので、しっかりと取組んでまいりたい。
- ◇会長 以上で事務局からの説明と委員からの質疑は終了しました。計画素案については、事務局案に委員意見を取り入れた形での素案をパブリックコメントに付するというので、よろしいですか。  
〔全委員、了承。〕

## (2) その他

- ◇会長 では、本日の予定していた議事及び報告は終了しました。その他の事項があれば、事務局から知らせて下さい。  
〔事務局から、今後の計画策定スケジュールを説明。〕
- ◇会長 それでは以上で協議会を閉会します。

以上、会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認しここに署名する。

平成 年 月 日

周南市地域自立支援協議会 会長

---